

11月30日(いいみらい)は「年金の日」です

厚生労働省では、「国民お一人お一人、ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく日として、11月30日を「年金の日」としています。

「ねんきんネット」をご利用いただくとパソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録から様々な条件を設定したうえで、年金見込額の試算をすることもできます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

年金生活者支援給付金制度のご案内

所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。対象者の方には、日本年金機構より封筒が届きます。お早めに提出してください。

- 現在、給付金を受け取られている方はお手続き不要です。

給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092



お問い合わせ:名護年金事務所 ☎0980-52-2522 ①番▶②番
村民課 年金係 ☎966-1205

11月は児童虐待防止推進月間です!

● 児童虐待とは?

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など



ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

児童相談所や福祉課までご連絡ください

虐待を受けたと思われる子どもがいたら。

ご自身が出産や子育てに悩んだら。

子育てに悩む親がいたら。



いち はや く
189

あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。
児童虐待かと思ったらすぐにお電話ください。

お住いの地域の児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。

※通話料はかかりません。

お問い合わせ:福祉課 ☎966-1207